

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関は、審査請求の対象となった情報のうち、別表に掲げる部分を除き開示すべきである。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成23年8月12日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「警察官昇任試験・選考における試験問題」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成23年10月6日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次の（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

##### （1）開示する行政文書

○平成20年度 巡査部長昇任試験における予備試験問題の作成について（伺）  
警部補昇任試験における予備試験問題の作成について（伺） 平成20年度警察官昇任一次試験（筆記）問題について（伺） 平成20年度警視及び一般職員各級昇任一次試験（筆記）問題について（伺） ○平成21年度 警部補・巡査部長昇任試験における予備試験問題の作成について（伺） 伺 平成21年度警部補及び巡査部長昇任一次試験問題の策定について 平成21年度警部昇任試験問題案について 平成21年度警視並びに一般職員各級昇任試験問題（案）について（伺） ○平成22年度 巡査部長、警部補昇任試験の予備試験問題の作成について（伺） 平成22年度各級昇任1次試験案について 伺 警視昇任及び一般職各級昇任試験問題案について ○平成23年度 巡査部長、警部補昇任試験の予備試験問題の作成について（伺） 巡査部長予備試験問題②（6月18日実施分）の作成について（伺） 平成23年度警察官昇任試験問題について（警部、警部補、巡査部長）

##### （2）開示しない部分

- ア 決裁欄の係長以下の印影
- イ 試験問題の一部
- ウ 起案内容の一部

##### （3）開示しない理由

- ア 条例第7条第2号に該当

特定の個人を識別することができるものであり、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名は、慣行として公にする事が予定されていないため。

イ 条例第7条第4号に該当

警察捜査に関する情報であって、公にすることにより、捜査手法等が明らかになるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

条例第7条第6号に該当

短答択一式問題等に関する情報であって、公にすることにより、類似の問題の作成を避ける配慮が必要となり、今後、試験問題作成事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

ウ 条例第7条第6号に該当

短答択一式問題等に関する情報であって、公にすることにより、出題傾向が明らかとなるなど、今後、試験問題作成事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

### 3 審査請求

審査請求人は、平成23年11月2日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関の上級庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、本件決定の取り消しを求める審査請求を行った。

### 4 諮問

平成23年11月10日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、非開示とした部分（奈良県情報公開条例第7条第2号に該当する部分を除く。）を開示せよとの裁決を求める。

### 2 審査請求の理由

ア 条例第7条第4号に該当するとして非開示とした部分

警察捜査に関する情報で公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのあるものを試験問題とすること自体、警察捜査に関する情報を捜査従事者以外の者に漏らす行為であって、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす行為である。従って、警察捜査の性質上そのような情報を試験問題とすることは想定できない。

イ 条例第7条第6号に該当するとして非開示とした部分

試験問題作成事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしている点について、開示することにより試験問題作成者の負担を増大させることは容易に推測

できるものである。しかし、非常に強大な公権力の行使を行う警察官の任用に当たるといふ重要な職責を鑑みるならば、どのような知識、能力や適性を持った警察官を任用しているかについては、奈良県民等が重大な関心を寄せる内容であつて、また、奈良県警察本部は、奈良県民等に対して警察官の任用についての説明責任を果たすべきである。

従つて、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするという条例の目的を考慮すれば、開示することに伴う負担は、受忍すべき限度内のものである。そもそも、人口が千人に満たないような地方公共団体ならともかく、約140万人という奈良県の人口規模を考慮すれば、試験問題の作成事務に支障があるとすれば、予算措置を講ずることにより、試験問題作成者の負担の軽減を図り、適正な事務執行に努めるべきである。

#### 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 理由説明書

###### (1) 本件対象文書について

実施機関における、警察官の昇任試験及び選考については、警察官の任用に関する規則（昭和30年人事委員会規則第1号）及び職員の任用に関する規則（平成14年人事委員会規則第22号）に基づき、奈良県警察本部長が奈良県人事委員会から委任を受けて実施している。

警察官の階級の職への昇任のための選考は、警視の職等を除き、それぞれの階級に応じて、試験により行うものとされている。

昇任試験は、警察官昇任試験規程（昭和30年6月奈良県警察本部訓令第20号）において、その種類が、巡査部長昇任試験、警部補昇任試験及び警部昇任試験とされ、それぞれ一般選抜試験、特別選抜試験（巡査部長及び警部補昇任試験を除く。）及び特別専門試験に区分されている。

試験の方法は、予備試験、筆記試験、口述試験及び術科試験とされており、予備試験は、巡査部長及び警部補昇任試験のうち一般選抜試験について行うとされている。

また、巡査部長及び警部補昇任試験のうち一般選抜試験の筆記試験は、予備試験に合格した者及び予備試験を免除された者について行うとされ、口述試験及び術科試験は、筆記試験に合格した者について行うとされている。

予備試験は、筆記試験の科目について択一式で行うとされており、筆記試験は、警察論文、法学及び警察実務5科目の計7科目について記述式で行うこととされている。ただし、特別選抜試験については、警察論文、法学、警務警察及び警察実務の内受験者が選択した1科目の計4科目、特別専門試験については、警察論文、法学、警務警察の計3科目とされている。

警視の職については、選考として、第一次選考（筆記試験）及び第二次選考（集団討議及び面接）により実施している。

審査請求人が求める「警察官昇任試験・選考における試験問題」については、警務部警務課で保有している各階級の予備試験問題及び筆記試験問題の起案文書を特定し、本件処分を行ったものである。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

警察は、凶悪で非合法活動を組織的に行っている組織等を対象として、公共の安全と秩序を維持する活動を行っており、担当者の氏名を開示した場合、警察業務の遂行に支障を及ぼし、さらには、その家族にも危害が及ぶなど私生活等に影響を及ぼすおそれがあるため、警部補以下の警察官及びこれに相当する一般職員の氏名については、人事異動の際にも発表していないことから、これらの職員の氏名については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないものとして本号に該当し、不開示とした本件処分を行った。

(3) 条例第7条第4号の該当性について

条例第7条第4号の規定による「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、実施機関の一次判断が尊重されるべき不開示情報である。

警察官の昇任試験では、予備試験及び筆記試験において警察実務に関する問題が出題される。

この警察実務に関する出題は、公共の安全と秩序の維持に当たる警察官に対し、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締に関する手法や手続等に関して、その知識等を問うものである。

したがって、出題された問題の一部は、公にすることによって、捜査手法等が明らかとなり、犯罪行為を誘発するおそれがある等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとして本号に該当し、不開示とした本件処分を行った。

(4) 条例第7条第6号の該当性について

公安委員会・県警察における情報公開条例審査基準によれば、県警察における昇任試験問題等について、実施後においても短答択一式問題については、公にすると、類似の問題の作成を避ける配慮が必要となり、試験問題作成作業に支障が生じることから本号に該当するとして不開示とすることが明記されている。

また、筆記試験の決裁時に検討した項目についても、公にすると、同様に試験問題作成作業に支障が生じるおそれがあることから、出題された短答択一式問題並びにその出題傾向及び筆記試験問題の一部は、公にすることによって、試験問題作成事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められるとして本号に該当し、不開示とした本件処分を行った。

なお、審査請求人は、審査請求書において、不開示とした部分につき、種々の意見を述べているが、本件処分における開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、審査庁である公安委員会としては、本件決定について原処分維持が適切と考える。

## 2 口頭理由説明

予備試験は、筆記試験の出題科目について短答択一式で行っており、筆記試験は、警察論文、法学及び警察実務5科目について記述式で行われている。また警視の職については、選考として、第一次選考の筆記試験及び第二次選考の面接により実施している。

これらのうち、短答択一式で行われる予備試験（以下、単に「予備試験」という。）の問題の主題部分、選択肢の内容、平均点及び出題科目毎の設問数並びに筆記試験問題の一部については、公にすると、今後行う試験問題作成の際、類似の問題の作成を避ける配慮が必要となり、試験問題作成業務に支障が生じるおそれがある。

また、昇任試験の問題は、実施機関の幹部職員が作成しており、限られた設問の中で各階級において最低限必要な知識を問うものであり、必然的に過去に出題した問題と類似した問題を出題せざるを得ない状況にある。開示請求は警察職員を含め、何人も行うことができるものであるため、受験者自身が開示請求を行った場合には、予備試験の問題の主題部分、選択肢の内容、平均点及び出題科目毎の設問数並びに筆記試験問題の一部が開示されることにより、過去の昇任試験の出題傾向を分析することが可能となり、その結果、必要な知識を有していないにもかかわらず、一部の項目について試験対策を行った受験者が合格し、偏った知識しか有しない受験者が昇任してしまうおそれがある。

これらのことから、予備試験の問題の主題部分、選択肢の内容、平均点及び出題科目毎の設問数並びに筆記試験問題の一部については、条例第7条第6号に該当する。

次に、別表に記載した情報については、具体的な警察実務に関する情報又は警察の取締対象となる団体及びその対応に関する記述であり、これらの情報を開示した場合、警察の具体的な捜査手法や警察が関心を有している対抗勢力の名称等が明らかになり、当該対抗勢力や犯罪を企図する者が警察の捜査に関する対抗措置を講ずるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を来すこととなる。

したがって、別表に記載した情報については、条例第7条第4号に該当する。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、諮問実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

## 2 本件行政文書について

本件行政文書は、平成20年度から平成23年度までの間に実施された、実施機関の警察官の各階級への昇任試験及び選考（以下「昇任試験等」という。）の問題及び昇任試験等の実施に係る起案文書である。

予備試験の問題には、設問と選択肢が記載されており、筆記試験の問題には、設問の種類及び設問が記載されている。

また、一部の起案文書には、予備試験の平均点、受験者数、合格者数及び出題科目毎の設問数が記載されている。

## 3 当審査会の審議の対象について

審査請求人から提出された審査請求書の「審査請求の趣旨」欄には、「原処分を取り消し、非開示とした部分（奈良県情報公開条例（以下、「条例」という。）第7条第2号に該当する部分を除く。）を開示せよとの裁決を求め。」と記載されており、括弧書きにおいて、審査請求の対象を限定しているとも考えられるため、その趣旨について、以下検討する。

開示決定等に係る審査請求において、審査請求人が審査請求の対象を限定する場合、不開示とされた部分のうち特定の部分を掲げて、審査請求の対象から除く旨を明示することが一般的である。この点、本件決定に係る審査請求書には、特定の不開示部分を明示して審査の対象から除外するとは記載されていない。

そこで、当審査会が本件決定に係る行政文書一部開示決定通知書を見分したところ、「開示しない部分」欄に記載された「決裁欄の係長以下の印影」に対応する「開示しない理由」欄には、当該情報が、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名に当たることから、条例第7条第2号に該当する旨記載されており、当該部分以外に、本件決定において同号に該当することを理由として不開示としている部分は認められなかった。

これらのことから、審査請求人は、同号に該当する部分が、警察官又は警察職員のうち、係長級以下の階級にあるものの印影であることを容易に認識できたものと考えるのが相当である。

以上のことから、当審査会は、本件決定において不開示とされた情報のうち、「決裁欄の係長以下の印影」以外の情報（以下「本件不開示情報」という。）が、本件事案に係る審査請求の対象であると解し、これを本件事案に係る当審査会の審議の対象とする。

## 4 本件決定の妥当性について

実施機関は、予備試験の設問の主題部分、選択肢の内容、出題科目毎の設問数及び平均点並びに筆記試験問題の一部について、条例第7条第6号に該当し、これらの情報のうち、別表に掲げる情報については、同条第4号にも該当すると主張している。

### (1) 条例第7条第4号及び同条第6号について

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とするこ

とを定めている。

同条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。」

## (2) 不開示情報該当性について

### ア 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、予備試験の設問の主題部分、選択肢の内容、平均点及び出題科目毎の設問数並びに筆記試験の問題の一部について、公にすると、昇任試験等の受験者が出題傾向を分析することが可能となり、一部の項目について試験対策を行った受験者が合格し、偏った知識しか有しない者が昇任するおそれがあるとともに、今後行われる昇任試験等において、類似問題の作成を避ける配慮が必要となる等、試験問題作成業務に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当すると主張している。

#### (ア) 予備試験の設問の主題部分、選択肢の内容及び筆記試験問題の一部について

##### i 条例第7条第6号前段について

予備試験の設問、選択肢の内容及び筆記試験の問題は、実施機関が実施する昇任試験等において出題することを目的として、実施機関の職員が作成したものであることから、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

##### ii 条例第7条第6号後段について

実施機関は、予備試験の設問、選択肢の内容及び筆記試験の問題について、実施機関の幹部職員が作成しており、限られた設問の中で各階級において最低限必要な知識を問うものであることから、類似問題を出題せざるを得ない状況にある旨説明している。

そして、行政文書の開示請求は、誰でもできるものであることから、仮に開示請求者が昇任試験等の受験者である場合、予備試験の設問の主題部分、選択肢の内容及び筆記試験の問題の一部を公にすると、当該開示請求者が過去に実施した昇任試験等の出題傾向を分析する等の受験対策を行うことにより、偏った知識しか有しない受験者が昇任してしまうおそれがあると主張している。

しかし、過去の問題と類似した問題を出題せざるを得ない状況にあるとしても、筆記試験においては、受験者の解答の記述から、受験者独自の考え方を把握し、評価することが可能と考えられ、また、予備試験においては、設問や選択肢の内容の視点を変えること等により、受験者の能力の適切な評価に資することができるのである。

また、昇任試験等が試験である以上、受験者が何らかの対策を講じることは当然であり、実施機関は、そのことを前提として、昇任試験等の問題を作成していると考えられる。

これらのことから、予備試験の設問の主題部分、選択肢の内容及び筆記試験

問題の一部を公にすることによって、試験問題作成業務にあらたな支障が生じるおそれがあるとは認められない。

以上のことから、予備試験の設問の主題部分、選択肢及び筆記試験問題の一部を公にすることにより、試験問題作成業務に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例第7条第6号に該当しない。

#### (イ) 予備試験の平均点及び出題科目毎の設問数

##### i 条例第7条第6号前段について

予備試験の平均点及び出題科目毎の設問数は、実施機関が実施する昇任試験に係る情報であるため、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

##### ii 条例第7条第6号後段について

実施機関は、開示請求者が予備試験の受験者である場合に、予備試験の平均点及び出題科目毎の設問数を公にすると、当該開示請求者が過去の予備試験の出題傾向を分析する等の受験対策を行うことにより、偏った知識しか有しない受験者が昇任するおそれがあると主張している。

しかし、平均点は、既に実施した予備試験の受験者の得点に係る情報であり、当該情報を公にすることにより、既に実施された予備試験における受験者の得点水準が分かることとなるが、平均点は毎年変動するものであることから、当該情報を受験者が入手したとしても、予備試験の趣旨を損なうような受験対策を行うことは困難であると考えられる。

また、出題科目毎の設問数が公になった場合、予備試験の受験者が出題科目による出題の軽重が把握できることから、一定の受験対策を講じることができるとも考えられるが、実施機関は、各年度の予備試験において、出題科目毎の設問数を変更することが可能であることから、当該情報を公にしたとしても、偏った知識しか有しない受験者が昇任するおそれがあるとは認められない。

これらのことから、予備試験の平均点及び出題科目毎の設問数を公にすることにより、今後の予備試験の試験問題作成業務に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

以上のことから、予備試験の平均点及び出題科目毎の設問数は、条例第7条第6号の不開示情報に該当しない。

#### イ 条例第7条第4号該当性について

実施機関は、別表に掲げる情報について、条例第7条第4号に該当するものとして不開示としている。

実施機関は、これらの情報は、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りに関する手法や手続等に係るものであり、公にすることにより、捜査手法が明らかとなり、犯罪行為を誘発するおそれがある等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

そこで、当審査会が本件行政文書を見分したところ、別表に記載された情報は、実施機関の捜査体制、交番及び留置施設における保安体制、事情聴取及び証拠収

集の手法、特定の団体名及びその活動状況並びに要人等警備の手法等が記載されたものであると認められた。

実施機関が捜査の対象とする者については、様々な手段を用いて犯罪行為を実現しようとする状況や、実施機関による犯罪行為の認知及び犯人の検挙に対する妨害等、捜査を妨害しようとする状況が想定される場所であり、この点を考慮すると、別表に掲げる情報が公にされることにより、これらの者に有意な情報を提供することとなり、そのことによって、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれや、犯人及び証拠の発見等の支障となるおそれがあるとする諮問実施機関の説明には合理性があると認めざるを得ない。

これらのことから、別表に記載された情報については、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報であると認められる。

以上のことから、別表に掲げる情報については、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

#### ウ まとめ

以上のことから、本件不開示情報のうち、別表に掲げる情報を除くその余の部分については、条例第7条第6号に該当しないことから、開示すべきである。

#### 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

#### 5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 表)

試 験 の 名 称	設問番号	不 開 示 部 分
平成20年5月31日 付け巡查部長昇任予備 試験問題	10	全ての選択肢の内容
	23	選択肢(1)、(2)、(4)及び(5)の内容
	26	全ての選択肢の内容
	28	設問に記載された規程の内容が記載された部分 全ての選択肢の内容
	31	全ての選択肢の内容
	34	全ての選択肢の内容
	42	選択肢(2)から(5)までの内容
	44	全ての選択肢の内容
	45	設問に記載された団体の名称 全ての選択肢の内容
	46	設問に記載された団体の名称 全ての選択肢の内容
	47	設問の主題部分 全ての選択肢の内容
	48	選択肢(3)から(5)までの内容
	49	選択肢(4)及び(5)の内容
平成20年5月31日 付け警部補承認予備試 験問題	21	全ての選択肢の内容
	26	全ての選択肢の内容
	31	選択肢(5)の内容
	33	全ての選択肢の内容
	34	選択肢(3)及び(4)の内容

試験の名称	設問番号	不 開 示 部 分
	44	選択肢（２）から（４）までの内容
	45	設問に記載された団体の名称 全ての選択肢の内容
	46	設問に記載された団体の名称 全ての選択肢の内容
	47	設問に記載された団体の性質を表す記述 全ての選択肢の内容
	48	選択肢（３）の内容
	49	選択肢（５）の内容
平成21年5月30日 付け警部補昇任予備試 験問題	29	選択肢（４）の内容
	31	選択肢（５）の内容
	33	選択肢（２）、（４）及び（５）の内容
	34	選択肢（３）及び（５）の内容
	42	選択肢（２）及び（３）の内容
	43	設問に記載された団体の性質を表す記述 全ての選択肢の内容
	46	設問に記載された団体の活動を表す記述 全ての選択肢の内容
	47	全ての選択肢の内容
	50	選択肢（３）及び（５）の内容
平成21年5月30日 付け巡査部長昇任予備 試験問題	16	選択肢（２）から（５）までの内容
	21	全ての選択肢の内容
	27	選択肢（１）から（３）まで

試験の名称	設問番号	不 開 示 部 分
	2 8	選択肢（１）の内容
	3 1	選択肢（１）及び（３）から（５）までの内容
	3 2	選択肢（４）の内容
	3 3	全ての選択肢の内容
	3 4	選択肢（３）から（５）までの内容
	4 3	設問に記載された団体の名称 全ての選択肢の内容
	4 4	設問の主題部分 全ての選択肢の内容
	4 5	設問に記載された団体の名称 全ての選択肢の内容
	4 6	設問に記載された団体の名称 全ての選択肢の内容
	4 7	全ての選択肢の内容
平成２２年５月１５日 付け巡査部長昇任予備 試験問題	7	全ての選択肢の内容
	1 5	選択肢（３）から（５）までの内容
	1 8	全ての選択肢の内容
	2 8	選択肢（２）の内容
	2 9	全ての選択肢の内容
	3 2	全ての選択肢の内容
	3 3	全ての選択肢の内容
	3 4	選択肢（１）から（３）まで及び（５）の内容
	4 1	全ての選択肢の内容

試 験 の 名 称	設問番号	不 開 示 部 分
	4 3	設問に記載された団体の名称 全ての選択肢の内容
	4 5	設問に記載された団体の性質を表す記述 全ての選択肢の内容
	4 6	設問に記載された団体の名称 全ての選択肢の内容
	4 7	設問に記載された団体の名称 全ての選択肢の内容
	4 8	選択肢（４）及び（５）の内容
	5 0	選択肢（５）の内容
平成２２年５月１５日 付け警部補昇任予備試 験問題	7	全ての選択肢の内容
	2 6	全ての選択肢の内容
	2 8	選択肢（２）の内容
	3 1	選択肢（１）、（２）及び（５）の内容
	3 2	選択肢（２）の内容
	4 3	設問に記載された団体の名称 全ての選択肢の内容
	4 6	選択肢（３）及び（５）の内容
	4 7	設問に記載された団体の名称 全ての選択肢の内容
	4 8	選択肢（３）から（５）までの内容
	4 9	選択肢（３）及び（５）の内容
	5 0	選択肢（３）の内容

試 験 の 名 称	設問番号	不 開 示 部 分
平成23年6月4日付 け巡査部長昇任予備試 験問題	13	選択肢(3)の内容
	16	全ての選択肢の内容
	20	選択肢(3)及び(4)の内容
	23	全ての選択肢の内容
	26	全ての選択肢の内容
	28	選択肢(1)から(3)まで及び(5)の内容
	32	選択肢(2)及び(4)の内容
	33	全ての選択肢の内容
	42	選択肢(1)、(2)及び(4)の内容
	43	設問に記載された団体の名称 全ての選択肢の内容
	44	設問に記載された団体の名称 全ての選択肢の内容
	46	全ての選択肢の内容
	47	選択肢(3)及び(4)の内容
平成23年6月4日付 け警部補昇任予備試 験問題	14	選択肢(3)から(5)まで
	26	選択肢(1)及び(2)並びに(4)及び(5) の内容
	28	選択肢(2)及び(5)の内容
	30	選択肢(3)及び(5)の内容
	31	選択肢(2)の内容
	32	全ての選択肢の内容

試験の名称	設問番号	不 開 示 部 分
	3 3	全ての選択肢の内容
	3 4	全ての選択肢の内容
	4 0	選択肢（１）及び（３）から（５）までの内容
	4 3	設問に記載された団体の名称及び活動を表す記述 全ての選択肢の内容
	4 4	設問に記載された団体の性質及び傾向を表す記述 全ての選択肢の内容
	4 5	選択肢（２）から（５）までの内容
	4 6	選択肢（１）から（３）まで及び（５）の内容
	4 7	選択肢（４）の内容
平成23年6月18日 付け巡查部長昇任予備 試験問題	1 5	選択肢（１）及び（３）から（５）までの内容
	2 5	選択肢（３）及び（５）の内容
	2 6	選択肢（１）及び（５）の内容
	2 7	選択肢（１）及び（５）の内容
	2 8	設問の主題となる規程の内容が記載された部分 全ての選択肢の内容
	3 0	全ての選択肢の内容
	3 4	選択肢（２）の内容
	4 3	設問に記載された団体の名称 全ての選択肢の内容
	4 4	設問に記載された団体の性質を表す記述 全ての選択肢の内容
	4 5	設問に記載された団体の性質を表す記述 全ての選択肢の内容

試 験 の 名 称	設問番号	不 開 示 部 分
	4 6	選択肢（１）の内容
	4 8	選択肢（１）から（３）までの内容

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成23年11月10日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成23年12月15日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成29年10月27日 (第212回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成29年11月24日 (第213回審査会)	・ 諮問実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成30年 1月25日 (第215回審査会)	・ 事案の審議を行った
平成30年 2月22日 (第216回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成30年 3月20日 (第217回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成30年 4月27日 (第218回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成30年 5月25日 (第219回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成30年 6月27日 (第220回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成30年 7月24日 (第221回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成30年 8月21日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いろめよしお 以呂免義雄	弁護士	会長代理
くぼ ひろこ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授（住生活・住環境学）	
こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授（行政法）	
のだ たかし 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 （行政法）	会 長
ほそみみえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	